## 玉村町地域・学校協力者会議運営規程

(平成12年9月29日)

(趣旨)

第1条 この規定は、玉村町立学校学校評議員設置要綱第6条の6に基づき、玉村町立学校において地域・学校協力者会議(以下「協力者会議」という。)を運営するに必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協力者会議は、開かれた学校づくりを目指すべく、学校と地域と家庭が協力体制のもと学校教育を推進するために、校長(幼稚園にあたっては園長とする。以下同じ。)が行う学校運営について、地域や家庭の意向を把握し、協力を得ることを目的とする。

(運営)

第3条 協力者会議の運営は、校長の責任と権限において行われるものとする。

(構成)

第4条 協力者会議は、玉村町教育委員会が委嘱した学校評議員、及び学校運営について 積極的な支援・協力・理解が得られる地域関係者(以下、地域・学校協力者という) と学校関係者により構成する。

(選任)

第5条 学校評議員は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

2 校長は、学校評議員の選任要件について別に細則を定める。

校長は、評議員以外の地域関係者及び学校関係者を選出し依頼する。

3 (任期)

第6条 学校評議員の任期は、玉村町立学校学校評議員設置要綱第4条に基づく。

2 学校評議員以外の地域関係者及び学校関係者の任期は設けない。校長は、必要に応じて協力者会議への参加依頼をする。

(役割)

第7条 地域・学校協力者は、次の各号について、意見・助言を行う。

- (1)学校教育目標や教育計画等、学校運営の基本方針に関すること。
- (2)教育活動の実施や充実に対する支援・協力に関すること。
- (3)地域社会や家庭の学校との連携・融合に関すること。
- (4)地域及び学校の施設・設備・環境に関すること。
- (5)園児児童生徒の健全育成に関すること。
- (6)校長が必要と認めること。

(会議)

第8条校長は、協力者会議を主催する。

- 2 校長は、開催時期、回数について定めるものとする。
- 3 校長は、教職員に協力者会議の事務及び運営を補佐させることができる。

(守秘義務)

第9条 地域・学校協力者の守秘義務は、玉村町立学校学校評議員設置要綱第7条に基づく。 (その他)

- 第10条 本規定に定めるものの他、協力者会議の運営に関し必要な事項は、校長が別に定めるものとする。
  - 2 各学校区の協力者会議の円滑な運営及び情報交換・運営にかかわる協議等を行うために、玉村町地域・学校協力者会議連絡協議会を設置する。設置に関する会則は別に定める。

付 則

この規程は、平成12年9月29日から施行する。